



【山口県東部地域】

文化財を活用した 観光コンテンツ造成モデル事業

【コンサルティング・磨き上げ・環境整備】

募集案内

■募集期間

令和 6 年 4 月 22 日(月)～令和 6 年 6 月 21 日(金) 12:00(必着)

■問合せ先

お宝 TRIP やまぐち運営事務局（事業委託先:株式会社FRASCO）

TEL: 082-258-5448

メール: otakaratrip@frasco-co.jp

令和 6 年 4 月

山 口 県

I. 事業趣旨

- 人口減少、少子高齢化が進行する中で、大切な文化財を次世代に継承していくためには、文化財を積極的に活用して収益を得ながら、適切な時期に保存修理を行うという仕組みづくり(=「持続可能な文化財」の創出)が必要です。
- 本事業は、所有者等と専門家が一緒になって、文化財を活かした新たな観光商品を開発・販売し、文化財の活用により、収益を生み出す仕組みづくりを目指すものです。

II. 募集内容

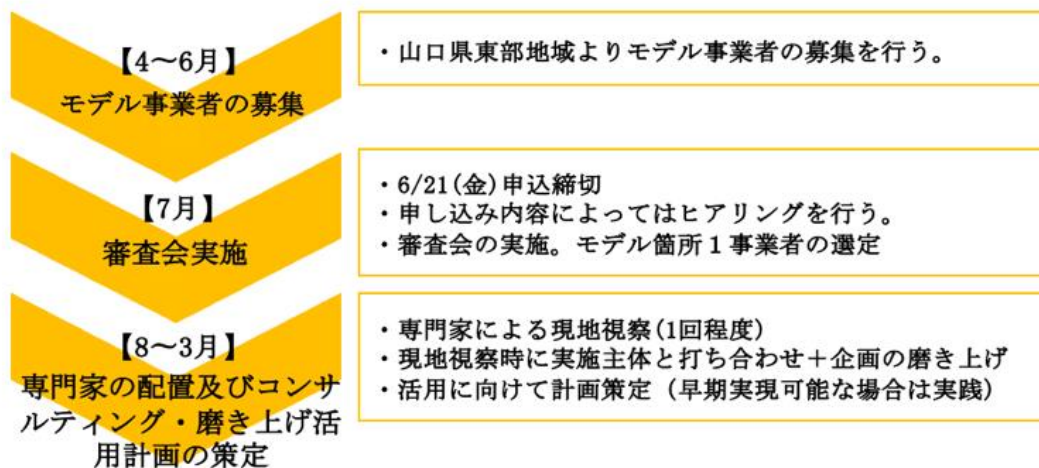
① モデル事業者の募集

県内すべての地域において、持続可能な文化財を創出するため、昨年度、応募のなかった県東部地域（岩国市、光市、柳井市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町）からモデルとなる**1事業者**の募集・選定を行い、観光コンテンツの造成に向けたコンサルティングや磨き上げを行います。実際に造成した観光コンテンツは来年度以降に実施予定です。

●事業の流れ

以下の流れにより観光コンテンツの造成に向けたコンサルティングや磨き上げを行います。

<令和6年度>



<令和7年度>予定（県予算未定）

活用計画の実践（お試し会の実施など）、専門家の配置及びコンサルティング・磨き上げ、完成（販売開始）、モデル事例集の作成

<令和8年度>予定（県予算なし）

実施主体による本格実施

◎事業を進めるにあたって

<専門家による伴走支援>

各分野(観光コンテンツ造成、文化財、経営等)について専門的な知見・ノウハウを有し、具体的な指導・助言等を行うことができる専門家を派遣し、選定案件に対するコンサルティングや磨き上げを行います。

<実施主体に寄り添ったコンサルティング>

専門家の現地視察(1回程度)、オンラインミーティングのほか、必要に応じて、地域の関係者を対象としたワークショップ等を開催します。

<必要となる新たな環境整備への支援>

磨き上げに際しては、必要となる新たな環境整備に要する経費(案内板の設置、写真・動画撮影、チラシ作成など)の2分の1以内(上限1,000千円)を支援します。

② 本事業の対象

本事業の対象となる文化財・事業・申請者については、以下のとおりです。

○対象文化財

文化財保護法上規定されている県東部地域(岩国市、光市、柳井市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町)の文化財(指定、未指定は問いません)

○対象事業

今後の継続的な実施を前提とした新たな取り組み

※対象外となるケース

- (例) ・活用したい文化財で既に実施している取り組み
- ・単年度限りのイベント
- ・単なる広報素材のみの作成
- ・無料のモニターツアーのみの実施

○申請者

申請は単独又は共同で行い、観光コンテンツ造成の対象となるすべての文化財所有者が申請者にならなければなりません。

申請者は、以下の1～6のすべての要件を満たすものとします。


- 1 本事業はモデル事業であり、得られる成果は、他の地域や事業者にも横展開し、更なる取り組みを促進するものであることを理解していること。
- 2 文化財を活用して上質な観光コンテンツを造成し、文化財が持つ価値を損なわせない事業を造成していく意思があること。

- 3 文化の理解を深めることができる観光を通じ、文化資源への還元・好循環を目指す文化観光の理念に共感していること。
- 4 専門家によるコーチング等を受けながら、コンテンツ造成する経験を通じて、専門的なノウハウや知見を人材・組織に蓄積し、また、地域における連携体制を構築する意思があること。
- 5 事業終了後も本事業により造成したコンテンツを収益事業として継続していく意思があること。
- 6 暴力団員や暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体でないこと。

<対象となる申請者の例>

- ・文化財の所有者や管理団体
- ・地方公共団体
- ・観光地域づくり法人(DMO)や観光協会
- ・民間事業者
- ・実行委員会や協議会 等

III. 応募方法

① 提出物	<p>【山口県東部地域】文化財を活用した観光コンテンツ造成モデル事業申込書</p> <p>様式は右の二次元コード（県HP）からダウンロードしてください。</p> 
② 提出期限	<p>令和6年6月21日(金)12時(必着)</p> <p><注意事項> ご提出いただいた後、3日以内（土日祝を除く）にメールにて受付確認メールをお送りするので必ずご確認をお願いいたします。 メールが届かない場合は事務局までお問い合わせください。</p>
③ 提出方法	<p>メール（PDF形式）</p>
④ 提出先	<p>メール：otakaratrip@frasco-co.jp 電話：082-258-5448 お宝 TRIP やまぐち運営事務局</p>

備考

提出書類の作成及び提出等に要する経費は、申請者の負担とします。
提出書類の訂正、差し替えは認めません。

IV. 審査選定

① 審査選定方法

別途設置する審査選定委員会により対象要件、申込内容等を審査し、モデル1事業者を選定します。

なお、審査に当たっては、必要に応じて事前にヒアリングを行う場合があります。

② 審査結果について

審査結果については、すべての申請者に書面で通知しますが、結果に係る説明は行いません。

なお、選定者名等は県HP等で公表します。

③ 選定結果の取消しについて

提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合、申込者に重大な瑕疵があった場合、事業執行の意思が認められない場合、又は事業執行能力がないと認められる場合は、選定結果を取り消すことがあります。

V. その他

提供いただいた個人情報は、本事業に関する業務以外の目的では使用しません。個人情報取扱業務は、株式会社FRASCOに委託しています。